



# 五管区水路通報第37号

## 301項-312項

令和5年9月22日

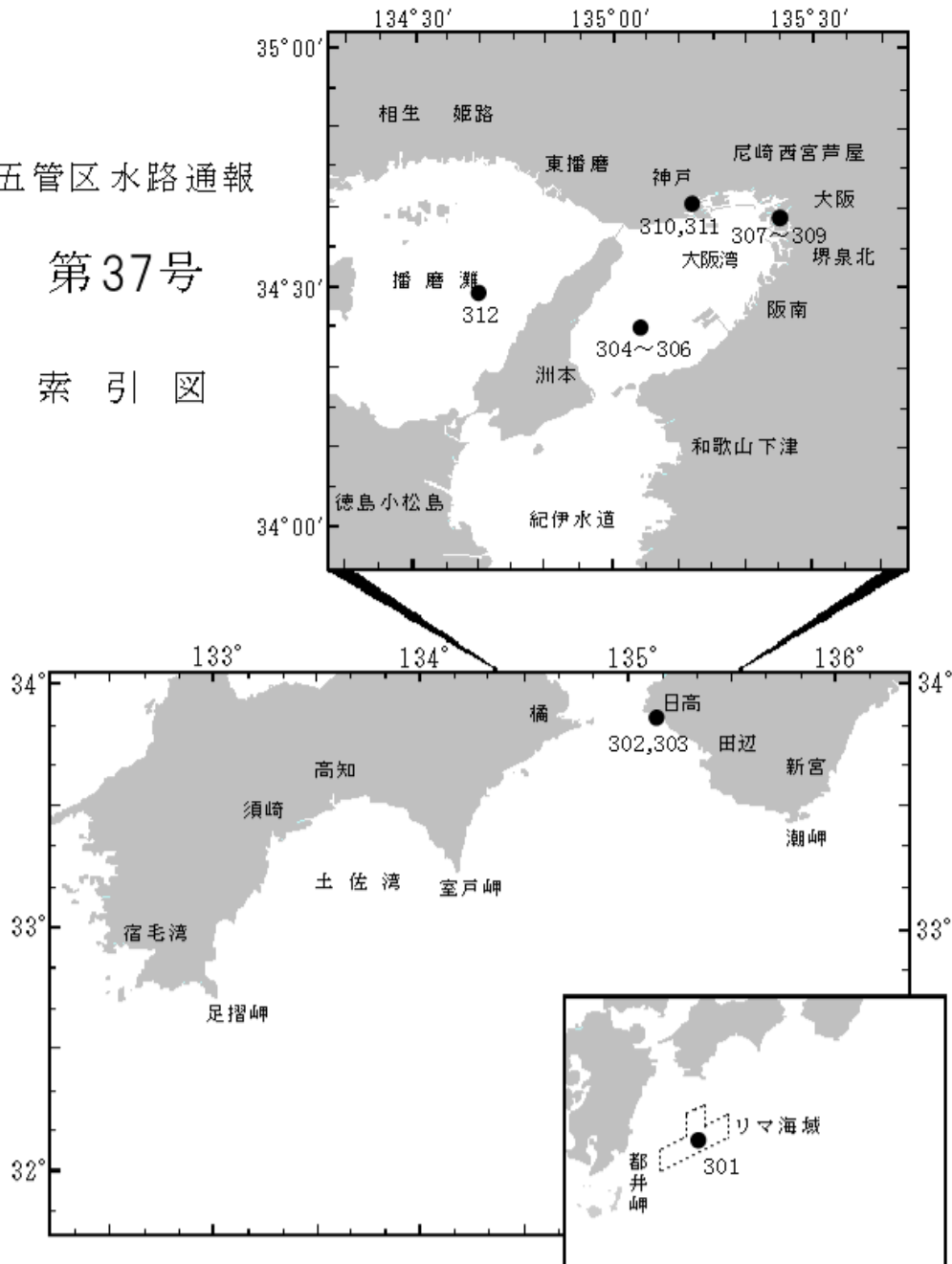
※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第301項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域)	射撃訓練
第302項	本州南岸	日高港	掘下げ作業
第303項	本州南岸	日高港	離岸堤築造工事
第304項	大阪湾		救難訓練
第305項	大阪湾		ヨットレース
第306項	瀬戸内海	大阪湾及び播磨灘	船舶通航信号所について
第307項	阪神港	大阪区、第3区	護岸補修工事等
第308項	阪神港	大阪区、第6区	灯標等撤去工事
第309項	阪神港	大阪区及び神戸区	船舶通航信号所等廃止
第310項	阪神港	神戸区	船舶気象通報について
第311項	阪神港	神戸区、第6区	航泊禁止区域解除
第312項	瀬戸内海	播磨灘	無線方位信号所欠射

五管区水路通報

第37号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL:078-391-6651(内線2515、2516) FAX:078-332-6307(自動受信)

<p><a href="#">五管区水路通報</a> バックナンバー</p>	<p><a href="#">水路通報等の解説</a></p>	<p><a href="#">水路測量実施区域</a></p>
		
<p><a href="#">小型船舶実技講習</a> <a href="#">ヨット等レース区域</a> (年間を通して実施)</p>	<p><a href="#">定置漁具の敷設情報</a></p>	<p><a href="#">海上保安庁による訓練実施海域</a> (年間を通して実施)</p>
		

## ★5年301項 四国南岸 — 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

自衛艦による対空射撃訓練等が実施される。

期 間 令和5年10月20日(予備日10月21日、22日)0800～1700

区 域 下記6地点により囲まれる区域

(1) 31-48-13N 133-29-51E

(2) 31-42-13N 133-29-51E

(3) 31-28-13N 132-59-51E

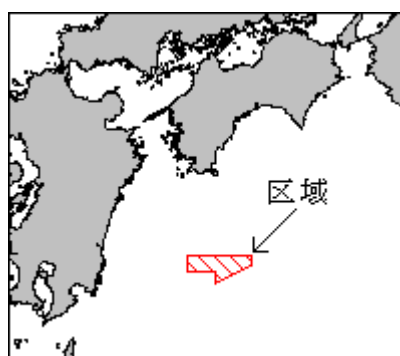
(4) 31-36-13N 132-59-51E

(5) 31-36-13N 132-37-51E

(6) 31-48-13N 132-37-51E

海 図 W157

出 所 防衛省海上幕僚監部



## ★5年302項 本州南岸 — 日高港 掘下げ作業

塩屋岸壁付近において、グラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期 間 令和5年10月10日～令和6年1月23日 日出～日没

区 域 下記3地点付近

(1) 33-51-45N 135-09-00E

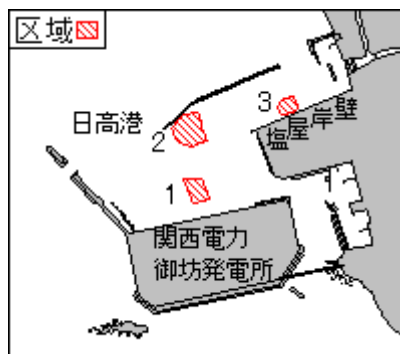
(2) 33-51-55N 135-08-59E

(3) 33-51-59N 135-09-19E

備 考 警戒船を配備

海 図 W77(分図「日高港」、JP共)

出 所 田辺海上保安部



## ★5年303項 本州南岸 ー 日高港 離岸堤築造工事

日高港において、潜水士・起重機船による離岸堤築造工事が実施される。

期 間 令和5年10月16日～令和6年5月31日 日出～日没  
区 域 33-52-42N 135-08-45E 付近  
備 考 警戒船を配備  
区域を明示する灯付浮標を設置  
海 図 W77(分図「日高港」、JP共)  
出 所 田辺海上保安部



## ★5年304項 大阪湾 ー 救難訓練

大阪湾西方において、巡視船艇及び航空機による救難訓練が実施される。

期 間 令和5年10月6日 0900～1400  
区 域 34-27-45N 135-01-00E を中心とする半径3海里の円内  
備 考 国際信号旗「UY」旗を掲揚  
警戒船を配備  
海 図 W150A(JP共)  
出 所 五本部警備救難部



## ★5年305項 大阪湾 ヨットレース

大阪湾において、ヨットレース(「第34回 淡・淡レース」)が実施される。

期 間 令和5年10月8日 0900～1530  
区 域 下記3地点を結ぶ線上付近  
(1) 34-19.9N 134-55.2E  
(2) 34-24.8N 134-55.2E  
(3) 34-21.8N 135-10.9E

備考 区域内に浮標を設置  
警戒船を配備

海図 W150A(JP共)－W1143

出所 関西空港海上保安航空基地



## ★5年306項 瀬戸内海 － 大阪湾及び播磨灘 船舶通航信号所について

### 五管区水路通報 5 年 37 号 309 項関連

下記のとおり、神戸船舶通航信号所(灯台表第 1 巻 8404)(34-39.1N 135-13.1E)において行われる情報提供の内容が追加(変更)される。

変更予定日 令和 5 年 10 月 1 日

#### 1. 船舶を特定せずに行われる情報提供(MF 無線電話)

変更 浜寺航路、堺航路、大阪航路、神戸中央航路、新港航路及び神戸西航路並びに明石海峡航路及び阪神港(堺泉北区、大阪区及び神戸区に限る。)における船舶の交通の制限又は禁止の状況

#### 2. 船舶を特定せずに行われる情報提供(インターネット・ホームページ)

追加 上記1に加え、南港水路を航行しようとする総トン数 5,000トン以上の船舶、堺水路を航行しようとする総トン数 3,000トン以上の船舶、浜寺水路を航行しようとする総トン数 10,000トン以上の船舶及び神戸中央航路を航行しようとする総トン数 40,000トン以上の船舶(油送船にあつては 1,000トン以上)の入出航予定時刻、船名、総トン数等及び港内信号の現状及び予告

#### 3. 電話による情報提供(電話番号)

変更 新) 078-302-8101、078-302-8102、078-302-8103

旧) 078-302-7611、078-302-7612

参照書誌 411番

出所 海上保安庁告示第 40 号、五本部交通部

## ★5年307項 阪神港 － 大阪区、第 3 区 護岸補修工事等

北恩加島町地先及び木津川運河において、バックホウ台船・潜水土による浚渫・護岸補修工事が実施される。

期間 令和 5 年 10 月 20 日～令和 6 年 3 月 29 日

#### 1. 北恩加島町地先

区域 下記 4 地点により囲まれる区域

(1) 34-39-14.4N 135-27-47.6E

(2) 34-39-13.9N 135-27-48.4E

(3) 34-39-12.3N 135-27-47.0E

(4) 34-39-12.8N 135-27-46.2E

## 2. 木津川運河

区域 下記 4 地点により囲まれる区域

(5) 34-37-54.1N 135-28-04.5E

(6) 34-37-52.2N 135-28-16.4E

(7) 34-37-51.4N 135-28-16.2E

(8) 34-37-53.3N 135-28-04.3E

備考 警戒船を配備  
浚渫作業時は汚濁防止膜を設置  
作業は日出から日没の間に実施  
夜間停泊時は台船の四隅を標識灯(黄)で明示

海図 W1148

出所 阪神港長



## ★5年308項 阪神港 — 大阪区、第 6 区 灯標等撤去工事

五管区水路通報 5 年 11 号 106 項、5 年 12 号 117 項関連、5 年 35 号 286 項関連

阪神港大阪区における新島建設工事に伴う、灯浮標や鋼管杭等の撤去工事が実施されている。

期間 令和 5 年 12 月 31 日まで(予備日を含む)日出～日没

区域 下記 6 地点を結んだ線及び陸岸により囲まれる区域内とその周辺

(1) 34-38-16.3N 135-21-31.0E(岸線上)

(2) 34-38-18.7N 135-21-30.5E

(3) 34-38-25.4N 135-21-36.9E

(4) 34-38-01.6N 135-22-03.4E

(5) 34-37-56.1N 135-21-56.1E

(6) 34-37-56.4N 135-21-53.2E(岸線上)

備考 航泊禁止区域内においても作業を実施  
警戒船を配備

下記の灯浮標は撤去される

大阪新島埋立区域 D 灯標(灯台表第 1 巻 3585.54)(34-38.3N 135-21.5E)

大阪新島埋立区域 E 灯標(灯台表第 1 巻 3585.55)(34-38.4N 135-21.6E)

大阪新島埋立区域 F 灯標(灯台表第 1 巻 3585.56)(34-38.3N 135-21.7E)

大阪新島埋立区域 G 灯標(灯台表第 1 巻 3585.57)(34-38.2N 135-21.8E)

大阪新島埋立区域 H 灯標(灯台表第 1 巻 3585.58)(34-38.1N 135-21.9E)

大阪新島埋立区域 I 灯標(灯台表第 1 巻 3585.59)(34-38.0N 135-22.1E)

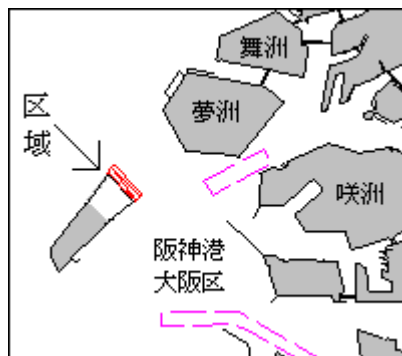
大阪新島埋立区域 J 灯標(灯台表第 1 巻 3585.6)(34-37.9N 135-21.9E)

海 図

W123(JP共)－W1103(JP共)－W150A(JP共)

出 所

阪神港長



## ★5年309項 阪神港 － 大阪区及び神戸区 船舶通航信号所等廃止

五管区水路通報 5 年 37 号 306 項、310 項関連

下記の船舶通航信号所等は廃止される。

予 定 日 令和 5 年 10 月 1 日

航路標識等 (1)神戸波止場船舶通航信号所(灯台表第 1 巻 8109)(34-41.2N 135-11.5E)

(2)大阪船舶通航信号所(灯台表第 1 巻 8108)(34-39.2N 135-25.8E)

(3)木津川運河信号所(34-38.1N 135-27.2E)

参 照 書 誌 411 番

出 所 国土交通省令第 72 号、五本部交通部

## ★5年310項 阪神港 － 神戸区 船舶気象通報について

五管区水路通報 5 年 37 号 309 項関連

下記のとおり、気象観測を行う航路標識の名称が変更される。

予 定 日 令和 5 年 10 月 1 日

名 称 新) 神戸船舶通航信号所(神戸第二信号所)

旧) 神戸波止場船舶通航信号所

参 照 書 誌 411 番

出 所 海上保安庁告示第 40 号、五本部交通部

## ★5年311項 阪神港 － 神戸区、第 6 区 航泊禁止区域解除

五管区水路通報 4 年 9 号 126 項削除

六甲アイランド南地区埋立工事に伴う航泊禁止は解除される。

期 日 令和 5 年 9 月 26 日

区 域 (1)～(3)を結ぶ線、陸岸、(4)、(5)を結ぶ線及び防波堤により囲まれる区域

(1) 34-40-15.2N 135-15-20.0E(防波堤上)

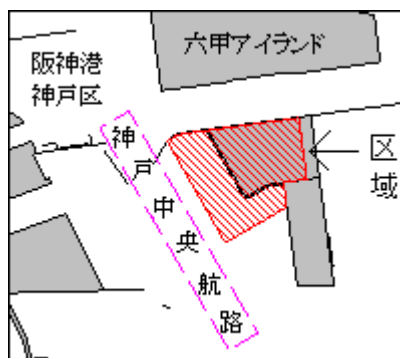
(2) 34-39-26.2N 135-15-54.0E

(3) 34-39-43.4N 135-16-30.3E(岸線上)

(4) 34-39-57.0N 135-16-42.2E(岸線上)

(5) 34-40-26.8N 135-16-37.4E(防波堤上)

備考 阪神港長公示神第 4-1 号(令和 4 年 3 月 1 日)は廃止される  
海図 W101A(JP共)－W1103(JP共)－W150A(JP共)－W106(JP共)  
出所 阪神港長公示神第 5-2 号(令和 5 年 9 月 15 日)



★5年312項 瀬戸内海 － 播磨灘 無線方位信号所欠射

播磨灘無線方位信号所(レーダービーコン)(灯台表第 1 巻 9064.5)(34-30.1N 134-38.7E)は欠射される。

期間 令和 5 年 10 月 18 日(予備日 10 月 19 日)1000～1500  
海図 W150B－W106(JP共)－W100A  
出所 五本部交通部

